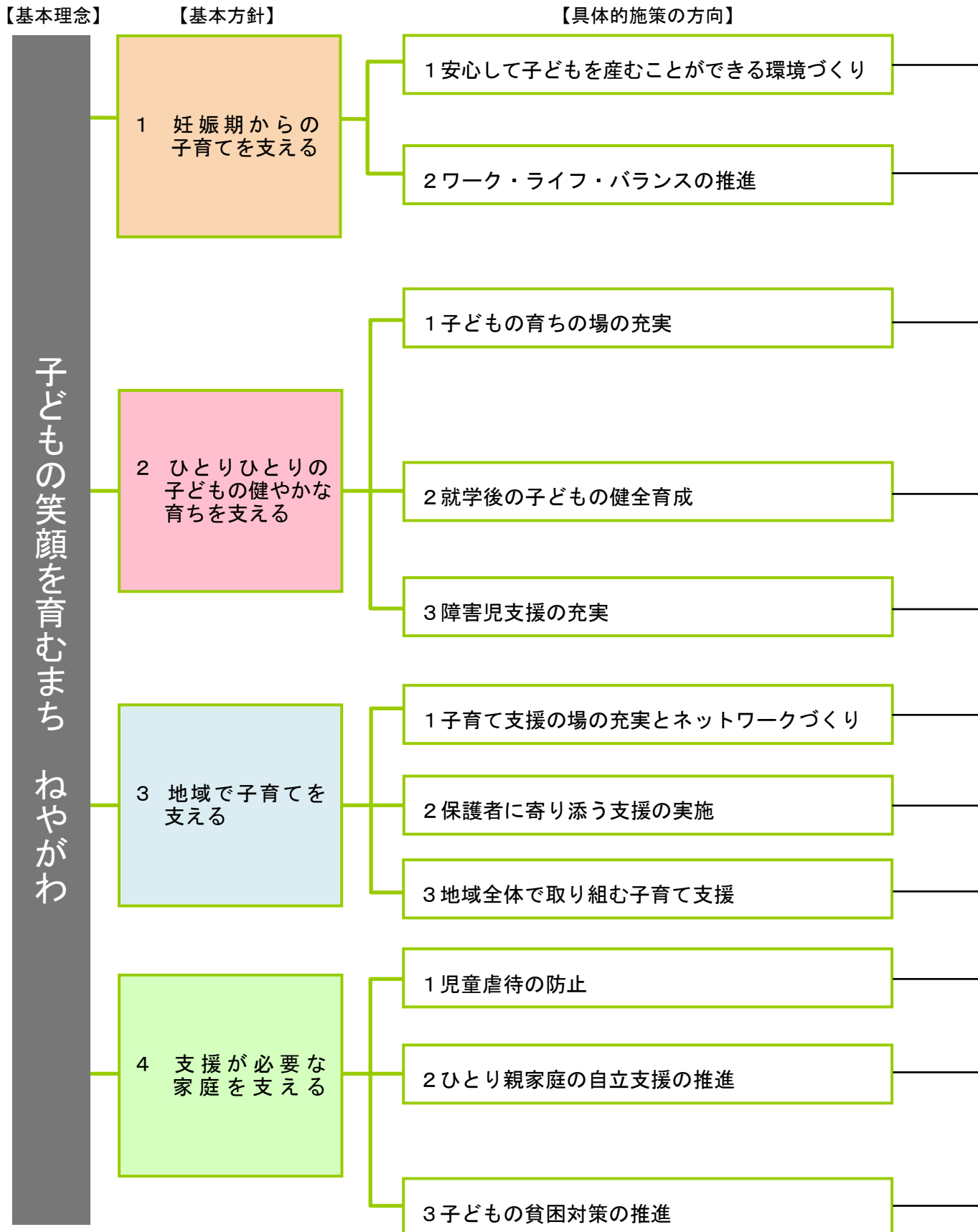


施策の展開

1 施策体系

基本方針に基づく具体的施策の方向は次のとおりです。



【関連事業】

(1) 母子保健の推進

- 妊婦健康診査 ●妊婦歯科健康診査 ●母子健康手帳交付(妊娠届出の受理)
- 予防接種事業 ●乳幼児健康診査 ●乳幼児保健歯科教室 ●母子保健訪問指導
- 母子保健教室 ●母子保健相談 ●食育推進事業 ●不育症治療費助成
- 産後ケア事業 ●産婦健康診査事業

(2) 子育てに関する情報提供の充実

- ねやがわ子育てナビ ●子育て情報配信サービス
- 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問) ●利用者支援事業

- ワーク・ライフ・バランスに関する啓発 ●父子健康手帳交付事業 ●パパママ体験教室・プレママ教室

(1) 就学前児童の教育・保育の充実

- 幼児期の教育(幼稚園、認定こども園) ●一時預かり事業(幼稚園型)
- 一時預かり事業(幼稚園型)の無償化事業 ●私立幼稚園副食費補足給付
- 特色ある幼稚園づくり事業 ●保育(保育所、認定こども園等)
- 幼児教育・保育の無償化事業 ●地域型保育事業 ●保育士バンク事業
- 食物アレルギー対策事業 ●保育コンシェルジュの配置 ●待機児童ZEROプランR
- 幼児教育アドバイザーの配置 ●外国につながる幼児への支援・配慮

(2) 多様な保育の提供

- 延長保育事業 ●一時預かり(幼稚園型) ●一時預かり事業(幼稚園型)の無償化事業(再掲)
- 夜間保育事業 ●休日保育事業 ●一時預かり(幼稚園型を除く)
- 子育て短期支援事業(ショートステイ等) ●病児保育事業 ●ファミリーサポート・センター事業
- 一時預かり等の無償化事業 ●外国につながる幼児への支援・配慮(再掲)

(1) 放課後の居場所づくりの推進

- 放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会) ●放課後子供教室

(2) 幼・保・小の連携強化

- 教育に関する調査研究事業 ●就学前児童と小学生との交流
- 英語村(英語力向上プラン)事業

- 児童発達支援センター(あかつき・ひばり園)における早期療育・訓練・相談事業 ●児童発達支援事業(どんぐり教室等)
- 放課後等デイサービス事業 ●障害児保育 ●巡回相談 ●居宅介護 ●移動支援事業 ●保育所等訪問支援
- 就学相談等小学校との連携 ●短期入所 ●サポート手帳の活用 ●寝屋川市自立支援協議会の機能の充実
- 子ども用補聴器電池交換費用助成事業 ●難聴児補聴器等交付事業 ●新生児聴覚検査事業

- マイ保育所事業 ●地域子育て支援拠点事業 ●利用者支援事業(再掲) ●幼稚園の地域開放、ふれあい文庫
- 地域子育て支援事業 ●乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)(再掲) ●子育て応援サポーター事業
- 子育て応援リーダー事業 ●ねやがわ☆子育てスタート応援クーポン交付事業 ●子育てリフレッシュ館の運営
- 子育て世代包括支援センター事業

- 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)(再掲) ●子育て応援サポーター事業(再掲)
- 子育て応援リーダー事業(再掲) ●養育支援訪問事業 ●育児援助・家事援助事業
- こども相談 ●家庭教育サポーター派遣事業 ●家庭教育学級 ●子ども家庭総合支援拠点事業

- 子育てサロン等の地域における子育て支援 ●ファミリー・サポート・センター事業(再掲) ●子育て応援リーダー事業(再掲)
- 子育て支援グループの育成 ●地域人材との連携 ●子どもの安全対策(地域の見守り活動) ●赤ちゃんの駅
- 子ども食堂支援事業

- 要保護児童対策地域協議会 ●こども相談(再掲) ●子育て短期支援事業(ショートステイ等)(再掲)
- 子ども家庭総合支援拠点事業(再掲)

- 母子生活支援施設への入所支援 ●児童扶養手当の支給 ●母子・父子自立支援員による相談の充実
- 自立支援プログラムの策定(地域就労支援) ●母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給
- 母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給 ●母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ●ひとり親家庭等日常生活支援事業
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業 ●ひとり親家庭医療費の助成 ●子どもの養育支援事業
- 保育所保育料等算定に係る寡婦(寡夫)控除のみなし適用

【教育の支援】

- 生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援 ●生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給
 - 生活保護世帯の高校生等のアルバイト収入等の収入認定除外 ●生活保護受給世帯の子ども学習塾等費用の収入認定除外
 - 生活保護制度に係る進学準備給付金 ●中学校夜間学級就学奨励費の支給 ●義務教育段階の就学援助
 - 特別支援教育就学奨励費負担等 ●キャリア教育 ●スクールソーシャルワーカーの配置 ●児童生徒支援人材の配置
- ※【生活の安定に資するための支援】【職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】【経済的支援・その他支援】は次ページに記載

(子どもの貧困対策の推進【関連事業】続き)

【生活の安定に資するための支援】

- ひとり親家庭医療費の助成(再掲) ●食育の推進に関する支援 ●生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援(再掲)
- 生活困窮者住居確保給付金 ●母子生活支援施設への入所支援(再掲) ●子ども食堂支援事業(再掲)
- 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)(再掲) ●養育支援訪問事業(再掲)
- 子育て短期支援事業(ショートステイ等)(再掲) ●子育て応援サポーター事業(再掲) ●養育支援訪問 育児援助・家事援助事業
- ひとり親家庭の優先利用 ●キャリア教育(再掲) ●スクールソーシャルワーカーの配置(再掲)
- 青少年の居場所づくり事業 ●家庭教育サポートチーム派遣事業 ●放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)(再掲)
- 放課後子供教室推進事業(再掲) ●家庭教育学級事業

【職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】

- 生活保護制度に係る就労自立給付金 ●生活困窮者自立相談支援事業 ●生活困窮者就労準備支援事業
- 生活保護制度に係る被保護者就労支援事業 ●母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給(再掲)
- 母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給(再掲) ●母子家庭等就業・自立支援センター事業(再掲)

【経済的支援・その他支援】

- 生活困窮者自立相談支援事業(再掲) ●児童手当の支給 ●児童扶養手当の支給(再掲)
- 母子・父子自立支援員による相談の充実(再掲) ●自立支援プログラム策定(地域就労支援)(再掲)
- 母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給(再掲) ●母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給(再掲)
- 母子父子寡婦福祉資金貸付制度(再掲) ●ひとり親家庭等日常生活支援事業(再掲) ●子どもの養育支援事業(再掲)
- JR通勤定期乗車券割引証明書の交付 ●児童虐待防止ネットワーク事業 ●こども相談(再掲) ●子どもの悩み電話相談
- 利用者支援事業(再掲) ●スクールカウンセラーの配置 ●スクールソーシャルワーカーの配置(再掲) ●青少年の相談窓口